

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に関する特別約款（大学・国立研究開発法人等用） 新旧対照表

新	旧
ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に関する特別約款 （大学・国立研究開発法人等用） 2020年4月14日制定 <u>2025年7月30日改正</u> （主務省による委託業務の管理等） 第1条 業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）（以下「<u>原約款</u>」という。）第4条第1項及び第2項中「甲」とあるのは、「甲又は甲の主務省である経済産業省」とする。 2～7 略 第2条～3条 略 <u>（技術移転防止に係る事前相談）</u> <u>第4条 乙は、基本計画に基づき、乙又はそのグループ会社が、次項に定める他者（乙の子会社を含む。以下同じ。）又は他国に対する行為を行うに当たって、次に掲げる事項に該当する場合は、当該行為を実施する40日前までに経済産業省に事前に相談しなければならない。</u> <u>一 コア重要技術等（基本計画に基づく技術をいう。以下同じ。）の強制的な技術移転のおそれがあること又は次のイ若しくはロに掲げる他者の属性によりコア重要技術等の流出のおそれがあることを乙が知った場合</u> <u>イ 過去5年間に於いて、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者</u> <u>ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者</u> <u>二 前号に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合</u> <u>2 他者又は他国に対する行為は、次の各号に掲げるいずれかの行為とする。</u> <u>一 他者に対し、コア重要技術等に係る知的財産権を移転する、基本計画の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア重要技術等そのものを移転する</u> <u>二 他者に対し、コア重要技術等を提供する</u> <u>三 他者と、コア重要技術等に関する共同研究開発を行う</u> <u>四 他国において、コア重要技術等に係る研究開発を行う</u> <u>五 他国において、コア重要技術等を用いた製品等を生産する拠点を建設</u>	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に関する特別約款 （大学・国立研究開発法人等用） 2020年4月14日制定 （主務省による委託業務の管理等） 第1条 業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）（以下「<u>原契約</u>」という。）第4条第1項及び第2項中「甲」とあるのは、「甲又は甲の主務省である経済産業省」とする。 2～7 略 第2条～3条 略 <u>（新設）</u>

し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該製品等の製造能力が10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該製品等の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）

3 乙は、第1項に規定する相談の要否について確認した結果等について、原約款第27条第2項に定める事業化計画に記載した上で、甲が別途指定する期間内に甲に提出しなければならない。

4 甲は、前項の事業化計画の提出があったときは、当該事業化計画を経済産業省に提供できるものとする。

5 甲は、第3項の規定により提出された事業化計画に不当であると認める事項又は虚偽の記載があった場合、経済産業省と協議の上、乙に対し、その是正のために必要な指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(外国法人の特例)

第5条 (削除)

(甲の解除権)

第6条 原約款第37条第1項に次の2号を追加する。

六 (略)

七 乙が特別約款第4条第3項の規定により提出した事業化計画に虚偽の記載があった場合において、当該違反内容に重大性又は緊急性等があるものと経済産業省が判断したとき。

(翻訳文との関係)

第7条 (略)

(協力事項)

第8条 (略)

(経済産業省への情報提供)

第9条 (略)

(再委託先等との契約)

(外国法人の特例)

第4条 原約款第43条第11項中「甲が別に定める共有知的財産権利用許諾申請書」とあるのは、「別紙2に定める共有知的財産利用許諾申請書」とする。

(甲の解除権)

第5条 原約款第37条第1項に次の1号を追加する。

六 (略)

(新設)

(翻訳文との関係)

第6条 (略)

(協力事項)

第7条 (略)

(経済産業省への情報提供)

第8条 (略)

(再委託先等との契約)

第 10 条 乙は、委託業務の一部を再委託又は共同実施するときは、乙が本特別約款を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先又は共同実施先と約定しなければならない。

(存続条項)

第 11 条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第36条、第37条若しくは第38条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第51条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第1条第4項、第3条第4項、第6条、第7条、第9条及び第10条

二 委託期間の終了又は解除した日の属する事業年度の終了日の翌日から10年間効力を有するもの。

第8条

(原約款との関係)

第 12 条 (略)

附 則

1. この特別約款は、2025年7月30日から施行し適用する。

2. ただし、改正後の第5条の規定は、2025年7月30日以降、新たに締結する契約（変更契約を含む）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

3. また、改正後の第4条および第6条の規定は、2025年8月1日以後、新たに締結する契約（2024年度以前に公募を開始した事業を除く。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

別紙1 略

(削除)

第 9 条 本特別約款は、再委託先及び共同実施先に準用する。

(存続条項)

第 10 条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第36条、第37条若しくは第38条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第51条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第1条第4項、第3条第4項、第4条、第6条、第8条及び第9条

二 委託期間の終了又は解除した日の属する事業年度の終了日の翌日から10年間効力を有するもの。

第 7 条

(原約款との関係)

第 11 条 (略)

別紙1 略

別紙2 共有知的財産権利用許諾申請書